

江原道遺族会訴訟一審判決別紙

原告の主張

(東京地裁1996年11月22日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

2 軍属原告ら

(一) 原告全 [] (一九二三年五月一日生)

(1) 強制連行前の生活状況

原告全 [] は、強制連行された当時、大韓民国江原道麟蹄郡南面富坪里 [] に、他人の家の離れを借りて、父母、妻子の五人で暮らしていた。原告全 [] は、当時二三歳で、日雇の仕事をしながら、父母、妻子を養い、その間、定職に就こうと職を探していたのであった。

(2) 強制連行の状況

原告全 [] は、一九四四年四月初旬、居住地を訪れた面の労務係の職員により強制連行された。

その日の朝、予告なしに訪れた面の職員は、離れで起きたばかりの原告全 [] に対し、「話があるからちよつと出てこい。」と言い、原告全 [] が離れから外に出ると、その職員が「ついてこい。」と言うので、仕方なく原告全 [] はついて行った。原告全 [] は、その職員に対し、口答えをしたりして拒むと、父母や妻子に危害が及ぶおそれがあるので、黙ってついて行ったのであった。着いたところは面事務所の倉庫であった。原告全 [] はその倉庫で二泊した。その倉庫は面事務所の職員達や消防隊員が監視してお

り、原告全[]は逃げ帰ることができなかった。倉庫に宿泊させられているとき、人員を補充するために次々に朝鮮人が連行されて来た。原告全[]の両親が面の事務所に着替えを届けてくれたが、原告全[]は彼らに会うこともできず、声をかけることもできず、ただ彼らが帰って行く姿を窓から見送ることしかできなかった。

倉庫で二泊した後、行く先も告げられず、原告全[]は他の強制連行された朝鮮人らと共にトラック六台にすし詰め状態で乗せられ、一日かかって着いたところは、春川(市)にある旅館であった。そこには、道庁の日本人がいて、旅館で一泊した後、原告全[]を含む連行された者達は、その日本人に引率されてソウルへ連れて行かれ、同所で一泊し、南山神社に参拝させられた後、夜汽車で釜山へ連れて行かれた。釜山では、原告全[]を含む被連行者らは、日本軍に引き渡され、身体検査(肛門に綿棒を突っ込まれた。)を受けさせられた後、空き家で一泊した。

釜山で一泊した後、原告全[]は、船に乗せられた。その船は日本行きの船であったことから、原告全[]は、その時初めて、日本へ連れて行かれるのだと思った。その船には、約五〇〇人の朝鮮人が、五つの郡からそれぞれ一〇〇名ずつ集められ、乗せられ

ていた。連行された原告全[]及び朝鮮人らは、船倉で一泊し、翌日、船は下関へ着き、原告全[]らは上陸した。上陸した後、連行された原告全[]らは倉庫へ入れられ、同所で一泊した。その間、連行された者達に与えられた食事は一日一食であった。

下関での一泊後、原告全[]を含む朝鮮人らは、汽車に乗せられ、着いたところは、函館であった。汽車に乗っていた間の食事は、名古屋付近で木箱に入れられた梅干し入りの弁当が一つ配られただけであった。

原告全[]らは、函館から小樽へ汽車で連れて行かれ、小樽付近の手宮国民学校に着いたら、それまで着ていた各自の服から、軍属として、階級章のない軍服を着せられたうえ、ゲートルと帽子も渡された。

(3) 連行後の生活及び北千島への連行

かくして、原告全[]は、自分が軍属にさせられたことがわかった。その時、伍長は、原告全[]らに対し、一か月に一五〇円を支給する、一二〇円は朝鮮にいる家族に送金ができ、残りの三〇円は小遣いになると言った。しかし、現実に原告全[]が支給を受けたのは、小樽において、一九四四年四月分、同年五月分の各一か月三〇円に

過ぎず、しかも、その一か月三〇円ですら、貯金するなどの名目で天引きされ、結局、原告全■の手元には幾らも残らなかつた。

小樽において、原告全■及び連行された朝鮮人は、約一か月位、手宮国民学校の教室の机を片づけたところに寝泊まりさせられた。小樽では、原告全■を含む連行された朝鮮人は、分隊、小隊に分けられ、■伍長という日本人の指揮の下、軍事訓練と、陸で行進の練習等を、また、海では救命胴衣を着せられ海に放り込まれて、気絶寸前になつたところで引き上げられる等の訓練をさせられた。

一九四四年五月四日、原告全■を含む朝鮮人らは軍艦に乗せられ、小樽から、北方、北千島列島へ連れて行かれた。乗船した後、原告全■は、北千島の柏原へ連れて行かれることがわかつた。軍艦には約三〇〇〇人が乗り込み、そのうち朝鮮人は約一〇〇〇名（江原道出身は約五〇〇名、黄海道出身は約五〇〇名）であつた。あと一時間ほどで柏原港に着くというときに、原告全■らが乗船していた軍艦は、魚雷を受けて沈んだ。魚雷が一発当たると船は一回転し、もう一発の魚雷は反対側の船腹に命中した。この時、船底に沈んだ者以外は海に飛び込んだ。船の近くに浮かんでいた沢山の人達は、船がぐ

つと沈む時に大きく海が陥没するかたちとなり、一緒に巻き込まれて沈んで行った。この時の被災で江原道出身者約五〇〇名中わずか一〇〇名足らずが生き残り、あとの人達は海の藻屑と消えていった。

原告全[]は、救命艇に助けられた後、柏原港へ上陸し、打ち上げられた九人の遺体を埋葬した。一日中燃やして頭蓋骨を拾い、一から九まで番号を付けて埋めたのであった。柏原からは晴れた日にはカムチャツカ半島が見えた。

翌日、生き残った原告全[]らは、柏原からよく見える近くの島まで、船で三〇分程かかって連れて行かれた。その島からはカムチャツカ半島がよく見えた（柏原港とカムチャツカ半島の中間のシムシム島と思われる）。当地において、江原道、黄海道出身者約一〇〇名位で一個中隊に編成させられた。

(4) 連行先での労務内容及び罹患

原告全[]は、連行された島において、飛行場を作る労務に従事させられた。原告全[]らは、来る日も来る日もスコップで土を掘ってはトロッコに乗せて運ぶ作業に従事させられた。この点に関して、北方軍経理部により雇用された朝鮮人労働者は、北・中

・南千島方面の飛行場設定に従事し、作戦準備促進にあずかって力があつた、との事実が指摘されている。当地（島）にいた日本人は、全て軍人であつた。

当地における朝鮮人労働者に対する待遇は、労働時間も長く、食事は極端に少なく、人間扱いではなかつた。一例をあげると、雨が降つても、仕事は休みにならず、厚いオーバーを着せられ、雨の中でスコップで土掘りをさせられた。しかも、着替えが支給されず、濡れたままの服を着て寝るしかなかつた。食事はわずかな米だけであり、空腹の余り松の実を焼いて食べたり、ねずみを捕まえ皮をはいで食べたりした。こうした理由で、連行された朝鮮人らの殆どは顔がむくむなど脚気の症状を呈する等悲惨な状態であつた。また、朝鮮人労働者に対する制裁が毎日のように行われ、うつぶせにされてこん棒で叩かれたり、二、三人が角棒を膝に挟んで正座させられたりした。

原告全■は、当地で、数か月飛行場作りの仕事に従事したが、倦怠感、息苦しさ、膝の痛み、歩行困難の症状がでた。それにもかかわらず、日本軍は、原告全■に対し、何度も仕事だといって現場まで引きずり出したのであつた。その後ようやく、日本軍は、原告全■が肋膜炎と脚気に罹患していることを認めた。そこで、原告全■は、一九

四四年一〇月ころ、小樽へ物資輸送船で送還され、当地の病院へ入院させられた。病院といつても普通の家の二階で、約一か月位経った後、まだ実際には治っていないにもかかわらず、治ったと言われ、退院させられたのであった。退院後、原告全[]は、小樽に近い鉾山で働かされた。

その後、北千島の柏原にいた中隊が小樽に帰ってきたので、原告全[]はそれに合流した。一九四四年一二月末、原告全[]を含む朝鮮人らは、小樽から青森へ移動させられ、列車で九州へ行き、釜山へ帰ってきた。釜山では、日本人の引率の下、春川市へ戻った。春川市では、洪川郡の職員、面の職員ら二名が迎えにきていた。

結局、原告全[]を含む連行された江原道出身者は、約五〇〇名いたが、八か月後には一〇〇名足らずしか祖国朝鮮に戻れなかった。

(5) 帰国後の生活

原告全[]は、祖国朝鮮に戻った後、一九四五年から小作として農業に就いたが、先に罹患した肋膜炎と脚気を原因とする背中痛みや歩行困難、また、右病氣と併せて極限状態下での労務内容を原因とする精神不安定状態が続き、満足に仕事もできず不自由

な暮らしを経て現在に至っている。

また、原告全[]が戻ると、妻は、あまりにも苦勞をしていたことから、四歳の息子を捨てて他家に嫁に行ってしまった。その後、その四歳の息子を育てたが、ベトナム戦争で戦死した。

(6) 原告全[]の請求

原告全金[]は、日本へ強制連行され、働かされた挙げ句、病気にかかり祖国朝鮮に戻った。強制連行の過程で軍属として手当を支給すると言われたが、それを受けることもなかった。しかも、被告は、原告全[]及び一緒に強制連行された同郷の仲間に対して、一片の謝罪もしていない。

よって、原告全[]は被告に対し、誠意ある謝罪と賠償・補償の支払いを求める。

(二) 原告朴[](創氏名・新本[]、一九二二年二月一三日生)

(1) 強制連行の状況等

原告朴[]は、一九二二年、江原道春川郡西面芳洞[]に生まれた。原告朴[]の家は、自作農(木工も兼業)であったが、日本の中国への侵略戦争の開始時期以降

になると、供出が特に厳しくなり、家族が食べるものすら残らない状態となった。

一九四二年の冬、原告朴■は、家族を扶養するためと祖先の祭祀のために三カマスの米を供出しないで隠しておいたところ、それが見つかってしまったため、郡庁の労務係の役人に不逞の輩と睨まれ、「お前の家は不届きだから書類に判を押しなさい。」と言われ、どういう書類がよくわからないままに判を押しした。すると、その書類は後に徴用承諾書であることが判明した。

一九四三年一月六日に、日本人の警察官と面事務所の労務係が徴用令状を持ってやって来て、その場で徴用された。嫁に来たばかりの原告の妻（当時一九歳）はただおろろするばかりであった。

原告朴■は、近所の二人の朝鮮人とともに面の役場に連行された後、春川の郡庁に連れて行かれたが、そこには一〇〇人ばかりの朝鮮人が集められていた。倉庫で一泊した後、網に繋がれて貨物列車に詰め込まれ、釜山まで連れて行かれた。行き先がわからないまま、さらに船に乗せられて下関、列車に乗せられて横須賀へと連行された。この間、逃亡を防止するために数人の監視者がついていた。中に一人、軍服を着た偉そうな

人間がいた。

(2) 強制労働の状況等

原告朴■■■は、横須賀海軍施設部に編入され、二階建ての汚い収容所に入れられた。その収容所には全体で約五〇人の朝鮮人が収容されていたが、四畳半の部屋で五人が寝起きさせられ、外出は一切禁止されていた。また、給与は強制貯金させられた（この強制貯金は返還されていない。）。

原告朴■■■は、最初の一五日間は軍事訓練を受け、皇国臣民の誓いや君が代等を暗唱させられたり、「万葉の桜か襟の色・・・」などという軍歌を意味も分からないまま歌わされた。

その後、「衛生員」とされて便所の汲み取り作業等をやらされた。一年程経過した後、地下壕建設班に入れられてトンネル掘りに従事し、北海道女子挺身隊の日本人女性三名が押す大八車を引かされた。作業班長は北海道出身の■■■という人で、しばしば足蹴にしたり、正座を命じたりした。

労働時間は、夏は午前六時から午後七時まで、冬は午前六時から午後五時までであつ

た。食事はとうもろこし、麦、少々の米だけで、ともかくひもじかった。

(3) 労災事故の発生

一九四五年の二月一〇日、原告朴■は、地下壕建設作業に従事中、大八車を引いている時に、倒れて大八車の下敷きとなり、第一一、一二胸椎骨傷等の重篤な傷害を負い、労働に従事することができなくなった。原告朴■は、ろくな治療も受けられないままにいたところ、お前は家に帰れということになり、同年五月一日から八月三十一日までの帰郷療養許可証を軍医から渡された。

(4) 後遺症の存在と解放後の生活

原告朴■は、帰郷した後も、軍隊の労務係（日本人）に再び徴用されそうになったが、帰郷療養許可証の期限までに日本の敗戦（解放）となったので助かった。原告朴■は、故郷に帰っても働けない状態が続き、解放後も、労災事故の後遺症の治療のため、頭の手術や病院通いをして、田畑も牛も売り払い、家もなくなった。現在も、頭が痛んだり耳鳴りがしたりし、奇形となった右親指は大きく骨が突き出している。

原告朴■の家族の生活は、妻がりんこの行商等で支え、苦しい解放後の歴史を生き

てきた。

(5) 原告朴■■■■の請求

原告朴■■■■は被告に対し、生涯を病床で送っている同原告及びその家族達の辛苦に対する陳謝と賠償・補償を求めらる。

(三) 原告朴■■■■（一九四二年四月一日生）

(1) 被害者

氏名 朴■■■■（創氏名・森山■■■■）

本籍 大韓民国江原道洪川郡化村面■■■■

生年月日 一九一五年九月一八日生

(2) 強制連行の状況等

原告朴■■■■の父朴■■■■は、大韓民国江原道洪川郡化村面■■■■番地に居住し、農業をしながら家族を養っていた。当時の家族構成は、祖父母、父母、父の兄弟（五人）、姉として原告朴■■■■であった。原告朴■■■■は、父の強制連行当時、生後一〇〇日前後の頃であった。

今は亡き母及び叔父の[]から聞いた父朴[]の連行の状況は、次のとおりであった。連行前から、日本の巡査が朴[]が逃亡しないように監視をしていたが、五月の田植えの時期の夜八時過ぎ、サーベルを掲げた巡査と面の郡庁の職員二人の日本人が来て、無理矢理朴[]を駐在所に連行した。その際、同原告の祖父母は、朴[]の連行に抵抗したがままならず、結局、朴[]はその妻（同原告の母）に対し、「自分が帰ってくるまで、娘達を育てろ。」との最後の言葉を残し連れ去られてしまった。

母から聞いたところによると、父朴[]は、南洋群島のある島のジャングルの中で車の運転兵として戦場で働かされ、同所において飢え死にしたとのことであった。

(3) 連行後の家族の生活状況等

父朴[]が強制連行された後、父の兄弟は日本による強制連行をおそれて家を離れ、母はもう息子ができないという理由で家を出されてしまったのである。

朝鮮戦争が勃発すると、父の兄弟は戦場に行き、家に残ったのは、満八歳の原告朴[]と三歳上の姉、五歳上の叔母であった。朝鮮戦争当時、祖父母は既に他界し、父母のいない原告朴[]とその姉は、残された家族とも離ればなれになり、その後、原告朴[]

■は一人、休戦協定までの三年間、砲弾の降りそそぐ戦場を彷徨した。休戦後、原告朴■は、孤児院で育つなどし、筆舌に尽くしがたい苦難の中を生き抜いてきた。父を日本に強制連行され、その結果母も失うなどした原告朴■のこの五〇数年間にわたり内に去来するものは、父の面影であり痕跡である。

(4) 身分関係

朴■には妻と二人の女の子（原告及びその姉）がいたが、その妻は朴■の死亡後再婚しており、相続権を受け継ぐべき原告の姉は、精神的に正常でないことから、大韓民国の相続法と姉の委任により、原告が本訴を提起した。

(5) 原告朴■の請求

原告朴■は被告に対し、これまでの苦難に対する謝罪及び補償・賠償並びに父朴■の戦死の状況・遺骨の返還を求める。

(四) 原告崔■（一九三八年六月二五日生）

(1) 被害者

氏名 崔■（創氏名・高山■）

生年月日 一九一九年一月一五日生

(2) 強制連行前の生活状況

崔 ■ は、強制連行前、日本と朝鮮を行き来する貨物船の船乗りの仕事に従事していた。妻と子である原告崔 ■ は、漁村であり港のある住所地（大韓民国江原道溟州郡注文津邑 ■ ）に居住し、崔 ■ の給与により暮らしていた。原告崔 ■ は、父崔 ■ が日本から土産としてみかんや靴を持ってきたのをおぼろげに記憶している。

(3) 強制連行の状況等

原告崔 ■ は、今は亡き母から、崔 ■ が日本軍属として強制徴用されたのは、原告崔 ■ が三歳当時の一九四二年であり、崔 ■ が乗り組んでいた船も日本国に徴発された、と聞かされていた。

強制徴用された後、崔 ■ からの便りはなく、同人の消息が分かったのは、一九四七年六月一四日、吳地方復員局人事部長鹿江隆より発送された公報に「一九四五年四月中旬頃ミンダナオ島ダバオ市外にて米軍と激烈な戦闘中、戦死されたものと認められた」と記載されていたことから、その死が明らかになったのである。

(4) 残された家族の生活状況等

崔■■が強制徴用された後、残された家族の生活は一変した。その妻は、原告崔■■を抱え、女手一つで水産物の行商をしたり、近所から頼まれた縫い物の仕事をするなどして江原道の漁村での苦しい生活を余儀なくされた。原告崔■■も一〇代の後半から漁船の乗組員としての仕事に就くようになったのである。

(5) 原告崔■■の請求

被告は、崔■■を強制的に徴用し利用しながら、その死に対しては一片の通知をするのみで、未だ遺骨の送還さえもない。崔■■を強制徴用した被告は、原告崔■■に対し、その遺骨の返還をする義務があるのはもとより、崔■■を強制連行したことについて公的に謝罪をすべきであるばかりか、賠償・補償をする義務があるというべきである。

(五) 原告鄭■■ (一九三三年三月七日生)

(1) 被害者

氏名 尹■■ (創氏名・平沼■■)

本籍 大韓民国江原道春城郡東山面原昌里■■■

(2) 原告鄭■■の夫尹■■は、一九四〇年一月二〇日、軍属として強制連行され、南洋の南トラック島に送られた。海軍軍属として勤めた尹■■は、現地で作業中、米軍の空襲により両上肢及び背中に破片を受け、治療も受けられないまま一九四三年一〇月一五日に帰国させられたが、傷瘡はますます悪化し、治療のすべもなく腐敗し始めた。尹■■は、二〇余年病床に就いて苦勞したが、一九六七年死亡した。

(3) 原告鄭■■は被告に対し、尹■■を強制連行し、重傷を負わせ、治療もせずに放棄の状態で一文の賃金も支払わずに帰還させた事実について、非人道的行為として過去を反省し、公式の陳謝と賠償・補償を求める。

(六) 原告鄭■■（一九三三年一月一八日生）

(1) 被害者

氏名 鄭■■（創氏名・川本■■）

本籍 大韓民国慶尚北道慶州郡陽北面魚日里■■

生年月日 一九一〇年六月二四日生

(2) 強制連行前の生活状況

一九四二年前、原告鄧■は、九歳、国民学校三年生で、本籍地において、父である鄧■（当時三二歳）、母及び妹三人（長女七歳、次女五歳、三女一歳）と暮らしていた。鄧■一家は、農業を営み、自作として約五〇〇坪を、小作として約八〇〇坪を耕作し、主に米作を行っていた。

当時、米作で一家六人が生活するためには、年間約四〇マル（斗）の収穫が必要であったが、自作の収穫の半分は日本政府に供出しなければならず、小作については収穫の半分を地主に小作料として取られたので、結局、必要量の半分しか残らなかった。

そのため、鄧■は、農閑期には肉体労働の出稼ぎをしたり、山で薪を集めて市場に売りに行ったりし、母は機織りや縫い物の内職をして家計を助けていた。また、母方の祖母が書道の先生をしていたこともあって、母は、読み書きができたので、村の人たちの手紙の代書をして野菜などをお礼にもらっていた。このような苦しい生活の中でも、両親は一人息子の原告鄧■に対し、勉強をしっかりとるように言って、農業や家計を助ける仕事は一切させなかった。

(3) 強制連行の状況等

鄭 ■ は、一九四二年一月中旬ころの真夜中、被告により強制連行された。原告鄭 ■ は、その前日、学校から帰ってそのまま遊びに出かけ、その日の夕食は友人の家で食べて夜遅く帰宅し、そのまま就寝した。原告鄭 ■ が翌朝起床し、朝食の支度がしていなかったため、母にどうしたのかと尋ねたところ、母が鄭 ■ が真夜中に強制連行されたことを話してくれ、今日は学校に行かないように言った。誰が鄭 ■ を強制連行していたのか、令状があったのか等の詳細は母が話してくれず、また、隣の家とも離れていたため、近所の人も知らず、原告鄭 ■ にはわからない。

(4) 強制連行後の家族の生活状況等

強制連行の日から約一か月半程してから、呉の海軍部隊長名の通知が来て、原告鄭 ■ らは鄭 ■ が海軍の軍属として南洋群島に居ることを知った。

原告鄭 ■ の母は、鄭 ■ の強制連行に激しい精神的衝撃を受け、強制連行の直後から食事も喉を通らなくなって病床につき、約六か月後の一九四三年五月六日に死亡した。母の死後、兄妹四名は、親戚に引き取ってもらえなかったため、行くあてもなく釜山市に出て兄妹ばらばらになって仕事を探した。長女は住込みの子守の仕事につき、次女

は三女を連れて住込みの家事手伝いの仕事に就いたが、三女は二歳で病死してしまった。原告鄭■は、住込みの仕事が見つからず、夜は駅で寝泊まりし、昼間は掃除の仕事等を探し、あるいは食堂で残飯を貰ったりして暮らしていた。

(5) 解放（日本敗戦）後の生活状況

一九四五年の朝鮮解放後、原告鄭■は、自転車のタイヤ修理の仕事をして生活し、一九五〇年、一七歳で韓国陸軍に入隊した。長女及び次女は、結局、小学校にも通うことができず、長女は一五歳で、次女は二五歳で結婚した。

原告鄭■は、二七歳の時結婚し、その後、故郷に残した田畑や家を見に行ったが、田畑は解放後日本から帰国した親戚の一人が売り払って他人のものになっており、家は賭場になっていた。

(6) 被害者の死亡状況等

解放後も鄭■の生死は不明であったが、原告鄭■は、一九九一年八月ころ、日本の厚生省に調査を依頼し、同年九月ころ、厚生省援護局業務第二課第五資料係から「履歴事項について（回答）」と題する書面を受け取り、ようやく、鄭■が、一九四二年

十一月三〇日呉海軍建築部工員（海軍工員）に採用され、同日第一九設営隊に派遣され、翌一九四三年二月二日、ニューギニアにおいて陸上戦闘により戦死したことが判明した。

原告鄭■は、その時まで鄭■の死を知らず、外国で生きているかも知れないと思っていた。そして、韓国で生活するより、豊かな生活ができる外国の方が生きやすいのかも知れないと思っていた。

(7) 原告鄭■の請求

原告鄭■は、被告が父鄭■を強制連行したことによって、強制連行後そしてその約三か月後の同人の死後約五〇年間もの間、同人の消息も死亡も判明せず、また、同人の強制連行が起因となった病気により母及び二歳の末妹を失い、大きな苦痛を受けた。また、右強制連行によって孤児となった原告鄭■ら幼い兄妹三人は、学校へも通うどころか、筆舌に尽くしがたい苦しい生活を強いられた。

よって、原告鄭■は被告に対し、過去の苛酷な行為を自ら悟り反省して公式の陳謝をすること及び賠償・補償を求める。

(七) 原告南 [] (一九六五年五月一日)

(1) 被害者

氏名 南 [] (創氏名・南 [])

本籍 大韓民国江原道春城郡北山面楸谷里 []

生年月日 一九二一年四月二日生

(2) 強制連行の状況等

原告南 [] の父南 [] は、大韓民国江原道春城郡 (現在は春川郡) 北山面楸谷里 [] 番地で農業を営んでいたが、一九四一年未詳日に突然村に現れた日本人警察に他の村人とともに強制連行された。これに抗議した原告南 [] の祖父母を日本人警察は殴る蹴るなどした。

そして、強制連行に反対する村人達や祖父母は警察の手で数珠つなぎにされて警察に連行された。警察でも、連行された村人達は殴る蹴るの暴行を受けた。原告南 [] の住んでいた村はその後要視察村になり、農作物の強奪は一段と激しくなり、朝となく夕となく血眼になった日本人巡査の出入りは激しくなった。

村の古老達の言い伝えによると、強制連行に反対する南■■■■を警察は拷問し、南■■■■は全身打撲の状態であった。

(3) 強制連行先及び死因等

その後、南■■■■は、日本国海軍軍属として徴用され、南洋群島ナオール島の飛行場建設に動員され、飢えとアメリカ軍の爆撃の中で昼夜の別なく飛行場建設の作業に強制的に従事させられた。連日の爆撃と土地特有のマラリヤに侵された同人は、一九四六年に病弱の身で故郷に帰ったが、連行当時の酷使が原因でその日から病の床についた。そして、一九八九年に亡くなるまで、ずっと病床の身であり、生活力は全くなき、子供達にも基本的な教育を受けさせることさえできなかった。二〇歳で連行され、二五歳にして帰還したが、亡くなるまでの生活は悲惨を極めた。原告南■■■■もまた、貧困の極みの中の生活を余儀なくされた。南■■■■は生前その恨みが骨髓まで達していた。そして、原告南■■■■の恨みもまた同じである。

(4) 原告南■■■■の請求

原告南■■■■は被告に対し、被告が右事実を認め、過去の苛酷な行為を自ら反省して陳

謝し、南■■■■及び原告南■■■■が被った被害に対して賠償・補償をなすよう求める。

(ウ) 原告朴■■■■(一九二三年五月六日生)

(1) 被害者

氏名 朴■■■■(創氏名・杉本■■■■)

生年月日 一九〇五年一月一八日生

(2) 強制連行前の生活状況

朴■■■■は、一九四二年に徴用される前は、京都市四条に居住していた。同人は、一九歳時から京都で織物工として働いており、徴用直前も六人の職人を雇って西陣織の工場を経営していたが、一〇人家族(妻、長男である原告朴■■■■夫婦、次男から五男、長女)で生活は貧しかった。朴■■■■は、国民学校を卒業し、日本語は上手であった。原告朴■■■■は、一二歳の時に、祖父の法事で一時帰国した朴■■■■に連れられて来日し、その後日本で生活をしてきた。

(3) 強制連行及び死亡の状況

一九四二年に朴■■■■に対して徴用令状が発行され、朴■■■■は指定された場所へ出頭し

た。目的地や目的は聞かされていなかった。その後、家族へは一切連絡がなく、消息が不明であった。厚生省の死亡確認によれば、フィリピンネグロス島の海軍第二三五設営隊に所属し、一九四五年五月二二日、同島において戦病死したことが判明している。そして、朴■■■■の遺骨は、戦後京都府在住の同人の弟が引き取り、現在京都の寺に安置されている。

(4) 強制連行後の家族の生活状況

朴■■■■の強制連行後は、働き手を失い、同人の妻が細腕一本で働いて子供達を育てた。原告朴■■■■夫婦は終戦後韓国へ戻った。原告朴■■■■は、現在、韓国で左官業を営んでいる。

(5) 原告朴■■■■の請求

朴■■■■は、一片の徴用令状によって、戦地へ送り込まれ、被告の戦争遂行の犠牲となつたものである。原告朴■■■■は、父系第一順位の相続人として、被告に対し、朴■■■■が被告の戦争遂行の犠牲となつたことに対する謝罪と朴■■■■及びその遺族の被つた損害について賠償・賠償を求める。

(九) 原告 嚴 [] (一九四〇年八月二十九日)

(1) 被害者

氏名 嚴 []

本籍 大韓民国江原道寧越郡南面土橋里 []

生年月日 一九二三年二月二日生

(2) 強制連行前の生活状況

原告 嚴 [] の父である 嚴 [] は、普通学校卒業後、本籍地において、その妻及び原告 嚴 [] とともに暮らしていた。 嚴 [] の実家は開墾地で米を作るなど農業をしており、 嚴 [] も実家の農業に従事していた。

(3) 強制連行の状況等

一九四二年陰曆一二月ころ、 嚴 [] 宅に郡庁の労務係二名(日本人)が訪れ、在宅中の 嚴 [] を連行して行った。当時原告 嚴 [] は三歳の幼児であったが、亡き母の証言によると、労務係の人は、有無を言わず、奴隷のようにして 嚴 [] を連れて行ったとのことであった。

(4) 連行先及び死因

原告巖■■の母は、巖■■の消息を知ろうとして、東へ西へ狂ったように走り回っていた。その後、ようやく巖■■の消息が分かり、同人は、陸軍の燃料廠において自動車の運転の仕事に従事させられていて、一九四五年五月一〇日午前九時四七分、山口県岩国市にある五百五十岩国燃料所において、服務中に戦爆死した、ということであった。そこで、原告巖■■の母は、日本へ行き、巖■■の遺骨を引き取ってきた。それは、終戦前のことであった。

(5) 連行後の家族の生活状況等

日本に父巖■■を奪われ、母は狂ったようになったばかりか、生活もどん底に陥った。母は、父巖■■が亡くなった三年後にその後を追うようにして亡くなった。残された幼い原告巖■■は、両親のいない孤児として、父の兄弟の家を巡りながら路頭に迷うように育ったのであった。

(6) 原告巖■■の請求

原告巖■■は、国籍の如何を問わず自分の国のために死んだ人々に対する人道的な配

慮が必要であると確信して止まない。

よって、原告■は被告に対し、公式の謝罪と賠償・補償を求める。

(5) 原告李■ (一九五九年三月七日生)

(1) 被害者

氏名 李■

生年月日 一九二四年二月一五日生

(2) 原告李■の叔父である李■は、一九四二年二月、日本国海軍軍属として強制徴用され、南洋群島方面に配置され、主に輸送と飛行場工事に従事させられた。李■は徴用当時一九歳の少年であった。その後、李■の戦死の通知があったが、遺骨は帰っていない。李■は幼い頃連行されたので妻子も居ない。故に、家系が断たれ、家門の恥になりつつある。

(3) 原告李■は被告に対し、この悲劇的な事実を認め、公式の謝罪と賠償・補償を求める。

(一) 原告陳■■■■ (創氏名・大原■■■■、一九二三年一月一五日生)

(1) 強制入隊前の生活状況等

原告陳■■■■が一九四三年に二一歳で入隊した当時の家族は、両親、妻、妹三人及び弟二人であった。父の農業で一家の生計を立てており、田畑は三〇〇〇坪位あり、裕福な家庭であった。

原告陳■■■■は、六年間の普通学校を卒業して河東公立農業実習学校に通っていた。農業実習学校の生徒六〇名は全員韓国人で、校長と校長代理は日本人で、当時校長は「宮本」、校長代理は「岡野■■■■」という人であった。学校のことは校長代理の岡野が取り仕切っていた。学校の授業は、午前中が一般学科で、午後が実習であり、また、神社参拝を行い、皇国臣民の誓詞を読まされていた。

(2) 強制入隊の状況等

原告陳■■■■が農業実習学校の一年生であった一九四二年当時、志願兵制度があり、面の駐在所で入隊のための身体検査を行っていた。原告陳■■■■も、巡査に來いと言われて身体検査に連れて行かれたことがあった。しかし、原告陳■■■■は、入隊する気持がな

かつたので、身体検査の際に目や耳の検査をいい加減にやり、また、学科試験も適当に書いて不合格となっていた。

ところが、実習学校でも、志願兵を募ることになり、一九四二年八月から一〇月の間に、校長代理の岡野が、身体の屈強な生徒二〇人を呼び出して運動場に出し、そこで、志願兵の検査を受けるように強制された。面の駐在所で身体検査を実施したが、原告陳は、前にやったように、目や耳の検査では嘘をついて、いい加減にやったので不合格となった。その際合格したのは五、六人であった。岡野は、原告陳が不合格となったのを疑って、どうして他の生徒より健康なのに落ちたのかといって原告陳を叱り、その後、郡の警察から原告陳だけ呼び出された。郡の警察署へ行くと、巡査部長から体を動かしてみろと言われ、原告陳が屈伸運動をやったところ、「甲種合格だ。行け。」と言われ、こうして原告陳は意に反して志願兵となってしまう。結局「志願兵」とは名ばかりであり、実質的には徴兵であった。

そして、一九四三年二月ころ、まだ実習学校に在学中の身でありながら、召集令状を受け取った。一九四四年からは徴兵が始まったので、原告陳は最後の志願兵として

召集されたことになる。

当時は身体検査を拒否すると拘束された。また、召集令状を拒否しても同じであった。学校で合格した五、六名のうち、満州の方へ逃げた人もいるらしいという話も原告陳■は聞いていた。原告陳■の父は、原告■の合格を知って、絶対に行くなと言ったが、当時の日本国家の命令は絶対的であり、原告陳■は拒否できないと判断した。もし、原告陳■が拒否すれば、農作物を供出するという形で取り上げられたかも知れない。また、国家反逆者として連行の可能性もあった。原告陳■の妻は、原告陳■が召集されることを知って言葉もなく、ただ泣いているのみであった。一九三八年から志願兵制度が創設されていたが、多くの志願兵は戦死しており、軍隊に行けば死ぬということを意味していたからである。しかし、原告陳■は、両親も愛する妻もいるのに他に逃げるところもなく、結局日本国の言いなりになるしかなかったのである。

(3) 戦地での負傷

原告陳■は、一九四四年一月二五日、森第八七〇四部隊（四九師一六八連隊五中隊）に属し、同年六月一〇日、歩兵第八〇連隊に属した。そして、同年七月ころ、シンガポ

ールに船で上陸し、その後列車でタイ、ビルマを経て、中国雲南省に至り、そこで原告陳■は中隊長の伝令兵を勤めていた。原告陳■は、同年一一月のある日、遮放で戦闘のため食糧準備中、敵機の爆撃に遭い、体中に破片を受けて気を失った。小隊六三名は原告陳■を除いて全員死亡した。

(4) 負傷後の状況

原告陳■は、右爆撃で左上膊部・右背胸部骨折投下爆弾破片創兼両側臀部盲管投下爆弾破片創の傷害を負い、応急手当の後、野戦病院に三日間入院したが、治療の道具もなく、その後、中国内部にトラックで後送されたが、治療を受けることができず、負傷者が一〇〇人集ると「ノンホイへ向かえ。」と言われ、体中に深く爆弾の破片を抱えたまま、患部が腐るのにまかせ、松葉杖をついてノンホイまで一年四か月以上歩いて、一九四六年三月一〇日到着した。

ノンホイの兵站病院で治療を受けたが、一か月後、朝鮮人台湾人特別收容所へ強制移送された。原告陳■は、治療を願ったが聞き入れてもらえず、治療を受けるのをあきらめ帰国の手続をした。故郷へ戻ったのは、一九四六年六月ころのことであった。

(5) 強制貯金の実態

原告陳■は、軍により強制的に貯金させられた。払出しは班長に用途を説明して許可をもらう必要があり、自由に引き出せなかった。残高は二八円五〇銭で、未だに払戻しがない。

強制収容所で、負傷後の一五か月間の未払いの俸給及びシンガポールでの強制貯金について、陸軍主計少尉平川■氏が証明書を作成した。未払俸給は、帰宅旅行手当一四万円を含め、当時の金で五〇万七五〇〇円、貯金が一〇〇円あったが、未だに支払いがない。

(6) 帰国後の状況

原告陳■の当時の症状は、①左肩胛下部に長さ七厘、幅三厘の癒痕が残り、左肩胛関節の運動に障害が残り、②左上膊下端伸側に小児手拳大の物質の欠損があり、③左肘関節、左手の拇指小指に障害があり、左小指の関節は屈伸運動ができないというものであった。

帰国してから一九五三年までの八年間、破片を出すために手術を二回行ったが、未だ

に取り出せない。原告陳■は、現在も当時と同じ症状を抱えているし、上官に殴られて生じた中耳炎も直っていない。そのため、帰国後は全く仕事ができず、治療は自費で行っている。これまでかかった治療代は数千万円を超え、これを捻出するため、家の田畑は全て売り払った。韓国政府からの給付もなく、今は借金をして治療費を調達している。そのために家族に負担をかけている。

(7) その他父の貯金と保険金について

父陳■も日本から強制的に貯金させられ、その残高は一二四四円九八銭であり、原告陳■は支払いを請求する。

父陳■らは、左記のとおり、生命保険にも強制的に加入させられた。原告陳■の父母、弟は既に亡くなっており、④については満期が到来しているので、保険金合計九九九円についても支払いをもとめる。

①契約日 昭和一四年四月一九日

契約者 陳■

被保険者 李■ (原告陳■の母)

保険金受取人 原告陳

保険金額 三三〇円

② 契約日 昭和一四年四月一九日

契約者 陳

被保険者 陳

保険金受取人 原告陳

保険金額 三四〇円

③ 契約日 昭和一八年六月八日

契約者 大原

被保険者 大原 (原告陳の弟)

保険金受取人 大原

保険金額 一七八円

④ 契約日 昭和一八年八月一六日

契約者 原告陳

被保険者 原告陳

保険金受取人 大原

保険金額 一五一円

(8) 原告陳の請求

よって、原告陳は被告に対し、強制預金、未払俸給、保険金の支払いを求めるほか、誠意ある謝罪と賠償・補償を求める。

(二) 原告丁 (一九三三年一月二〇日生)

(1) 被害者

氏名 丁 (創氏名・海島)

本籍 大韓民国江原道溟州郡墨湖邑

生年月日 一九二三年八月一日

(2) 徴兵当時の生活状況

丁は、大韓民国江原道洪川郡内面創村里において、父である丁、兄である丁、甥である原告丁らと暮らしていた。丁は、一九四三年の春、国民学校を

卒業したばかりで、上級学校への進学のための準備をしていた。

(3) 徴兵の状況

原告丁■は、幼かったため記憶は薄いが、今は亡き祖父である丁■から聞いた話では、丁■は、一九四三年四月ころ、前記のとおり国民学校を卒業し、進学の準備をしていたところ、徴兵令状により日本陸軍として召集され、朝鮮人竜山部隊に入隊したとのことであった。丁■に対する徴兵令状は、六・二五事変（朝鮮戦争）で消失した。また、原告丁■が丁■から聞いたところによると、丁■より北支戦線から二度ほど手紙があったとのことだが、それも消失してしまった。丁■の消息を知らせる便りは、右二度の手紙以後はなく、また、同人から丁■ないし丁■に対し送金等はなかった。

(4) 死亡の状況

一九四五年八月一五日の終戦後、丁■と一緒に召集された四人のうち一人の友人が復員して、丁■の毛髪と手足の爪を紙に包んで持参の上、同人の戦死を伝えた。その友人が言うには、丁■は上海にて戦死したとのことであった。その友人も今は亡き人

になった。

(5) 身分関係

丁■は、その父丁■の五人の子の末子であり、原告丁■の父丁■は丁■の長男にあたる。原告丁■は丁■の次男にあたり、丁■の甥である。丁■は未婚のまま戦死し、既に祖父丁■、長兄丁■及びその長男丁■も死亡した。よって、相続権者は、父系第一順位の子である原告丁■である。

(6) 原告丁■の請求

丁■は、一片の徴兵令状によって進学の夢も潰え、戦地へ送り込まれ、未婚のまま被告の戦争遂行の犠牲となったのである。

原告丁■は、家の唯一の長孫として、被告に対し、丁■が、いつ、どの部隊で、どのような状況下で戦死したか調査の上報告を求める他、丁■が被告の戦争遂行の犠牲となったことに対する謝罪と丁■及びその遺族の蒙った損害について賠償・補償を求めらる。

(三) 原告韓■(一九三二年五月二三日生)

(1) 被害者

氏名 韓■■■■(創氏名・西村■■■■)

本籍 大韓民国江原道溟州郡墨湖邑■■■■

生年月日 一九一五年一月七日生

(2) 徴兵の状況等

被告は、朝鮮総督府志願兵令が発効した後、韓■■■■に対し、志願を強制し、朝鮮総督府陸軍志願者訓練所で志願兵として訓練を受けさせた。

韓■■■■は、一九三九年五月末、右訓練所における訓練終了後、一時、家族の住む前記本籍地に帰郷したが、被告は、太平洋戦争勃発直後、韓■■■■を召集した。当時、韓■■■■は、結婚して僅か三か月後のことであり、原告韓■■■■は、韓■■■■の出征前夜、同人が一人で酒を飲み、嘆息していたことを今でも覚えている。

韓■■■■から、一度、父である韓■■■■宛てに「フィリピンに無事上陸した」旨の手紙が届いただけで、その後韓■■■■の消息は絶えてしまった。

残された家族は、韓■■■■の召集によって働き手を失い、また、父は高齢であったこと

から、母、兄弟三人で狭い畑で農業をしたが、生活は食べていくのが精一杯の貧しい暮らしであった。

(3) 死亡確認等について

被告は、終戦後から現在に至るまで、韓■の遺族に対し、韓■の戦死通知書など何ら通報をせず、同人の戦死年月日、戦死場所等は不明である。原告韓■は、一九七四年、江原道原州市に戦死者遺族確認と遺骨引取申請をし、一九七八年ころ、原州市を通じて韓■の遺骨を引き取り、父の墓所に埋葬した次第である。

(4) 身分関係

韓■は、父である韓■の三男三女のうちの次男であり、原告韓■はその三男である。韓■は、召集当時結婚して間もなかったが、出征したため子供もなく、その妻は韓国の六・二五動乱（朝鮮戦争）当時死亡した。父韓■、その長男も既に死亡しており、韓■の相続権者は原告韓■である。

(5) 原告韓■の請求

原告韓■は、被告に対し、韓■の所属部隊名、戦死年月日、戦死場所について、

調査の上報告を求める他、**韓**が被告の戦争遂行の犠牲となったことに対する謝罪と**韓**及びその遺族の蒙った損害について賠償・補償を求める。

三 損害について

原告中の労働者として強制連行され強制労働に従事させられた被害者本人らは、劣悪な環境の下、奴隷的労働を強いられ、給料も強制貯金させられたばかりか、実際には送金されなかつたにもかかわらず家族送金名下に給料から差し引かれる等し、結局、これらは未払いのまま終戦と同時に無一文の状態で放り出されたのである。軍人・軍属として強制連行された被害者本人らも、強制的に軍事郵便貯金を強いられたばかりか、俸給等の支給も滞る等し、やはり未払いのまま終戦と同時に無一文の状態で放り出されたのである。しかも、強制連行の方法となると、はるかに常識を超える行為であった。突然、場所をかまわず襲われた若者達は家族に一言の別れの言葉も残されず着のままの状態で連行された。まさにドイツ軍によるユダヤ人狩りそのものであった。若者達は、日本の戦争のために酷使され、そして死んだのである。

また、原告中の被害者の遺族らは、幼いころ父を連行され、母の手一つで育ち、東家宿西家食の状況で生活した者が大半である。その中には、遺腹子も相当を占め、一度も父の顔を見た